

大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案

1. 目的

学修者本位の観点から、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みとするため、最低基準性を担保したうえで、大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動が行えるよう、大学設置基準等の改正を行う。

2. 基本的な考え方

「学修者本位の教育の実現」をはじめとする考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」の観点を踏まえ、大学設置基準等について、3. の改正を行う。

3. 主な改正内容案

一 総則等理念規定の明確化

大学教育は3つのポリシー（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）に基づいて行われるものであることや内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にするため、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 入学者選抜（第2条の2）及び教育課程の編成（第19条第1項）について、学校教育法施行規則に定める3ポリシーに基づき行うものとするを明確化するよう改める。
- (2) 総則の理念（第1条第3項）について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、不断の見直しを行う旨明確化を行うよう改める。

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

教員組織（第7条）、事務組織等（第41条、第42条、第42条の2）と分かれている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働（第2条の3）の規定を整理し、第三章へ一体的に規定することにより、教員と事務職員等が一体となって教育研究等の運営に携わることを明確化する観点から、次に掲げる改正を行う。

- (1) 「教員組織」（第7条第1項）について、事務職員等も参画し教育研究活動を行うことを明確化する観点から、「教育研究実施組織」に改め、大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする旨の規定を置く。
- (2) 教育研究実施組織において、教員と事務職員等の連携・協働（第2条の3）の規

定の趣旨を取り込みつつ、教員の役割分担と連携のみを規定している現行の教員組織に係る規定（第7条第2項）を改め、大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育研究の実施に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で協働しつつ、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教育研究実施組織を編制する旨の規定を置く。

- (3) 事務組織に並ぶ形で規定されていた厚生補導を行う組織（第42条）について、組織規定の一体的整理及び厚生補導の役割を明確化する観点から、大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨の規定を置く。
- (4) 事務組織（第41条）について、組織規定の一体的整理及び今日の事務組織が果たす役割を明確化する観点から、大学は、教育研究、厚生補導の円滑かつ効果的な業務の実施のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、広報、情報システム、財務、施設整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする旨の規定を置く。

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

「一の大学に限り、専任教員となる」旨の現行の専任教員に係る規定（第10条、第12条、第13条等）について、クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、これらを改め、新たに「基幹教員」として教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担うことなど定義を明確化したうえで、最低必要教員数（第13条、別表第一、別表第二）の算定にあたり、複数の大学での算定も可能とすること、非常勤の教員を算定できるのは四分の一までとすることや、授業科目の担当（第10条）について、主要授業科目は基幹教員に担当させるものとする事など、次に掲げる改正を実施する。

また、授業科目の担当（第10条）に関し、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（スチューデント・アシスタント）などの指導補助者についても条文上明示的に規定するとともに、現在、分かれて規定されている教職員の研修等に係る規定（第25条の3(FD)、第42条の3(SD))を一体的に規定する。

- (1) 現行の専任教員規定（第12条）に代えて、授業科目の担当（第10条）について、大学は、
- ・教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については、原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該教育課程に係る主要授業科目を担当する常勤の教員又は一年につき八単位以上の当該教育課程に係る授業科目を担当する教員）に、
 - ・主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員にそれぞれ担当させるものと改める。
- (2) 質保証の観点から、一年につき特定の学部において八単位以上の授業科目を担当する教員は、複数の学部において基幹教員数の四分の一の範囲内で算定することがで

きる旨を定めるとともに、収容定員が別表に定める数に満たない場合に兼任の教員に代えられる教員数（現行制度は2割の範囲内）と併せて四分の一の範囲内とする旨を定める（別表第一、別表第二の備考）。

- (3) 授業科目の担当（第10条）に関し、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（スチューデント・アシスタント）などについても条文上明示的に規定する観点から、大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員又は当該大学の学生その他大学が定める者（指導補助者）に補助させることができるとともに、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる旨の規定を置く。
- (4) 教職員の研修等に係る規定（第25条の3（FD）、第42条の3（SD））をまとめて規定する。
- (5) 質保証の観点から、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行う旨の規定を置く。

四 単位数の算定方法

単位の計算方法（第21条第2項）について、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする現行の規定を踏襲したうえで、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間の範囲で大学が定めることとするため、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 単位の計算方法について、「講義及び演習」と「実験、実習及び実技」に分けて定めている現行の規定を改め、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算する旨の規定を置く。

五 校地、校舎等の施設及び設備等

施設設備については、客観性の確保や先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）の観点から、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 校地（第34条）について、学生の休息のみを例示している現行の規定を改め、教員と学生、学生同士の交流の場としての校地（空地）の役割についても明確化する。
- (2) 運動場（第35条）や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他厚生補導施設（第36条第5項）について、個々に「原則として」又は「なるべく」備えると書き分けている現行の規定を改め、必要に応じ設ける施設として一般化し、大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする旨の規定を置く。
- (3) 校舎等施設（第36条）については、校舎に備える個々の室の名称を号に分け、会議室、学生自習室、学生控室などを含め詳細に掲げている現行の規定を改め、教育研

究上の機能として必要となる教室（第 36 条第 3 項）、研究室（第 36 条第 2 項）等は引き続き列記しつつ、必要な施設を備えた校舎を有することとして一般化し、大学は、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨の規定を置く。

- (4) 図書及び図書館（第 38 条）については、電子化、IT 化の進展や今日の図書館の役割を踏まえた規定に見直す観点から、閲覧室、整理室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定（第 38 条第 4 項、第 5 項）については削除するとともに、教育研究を促進するため、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生並びに教員及び事務職員等へ提供するものとする旨の規定を置く。

六 教育課程等に係る特例制度

教育課程等に関する事項について、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があり、かつ、当該取組を行おうとする大学において、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮がなされていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定（第 19 条第 1 項（自ら開設の原則）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 28 条、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 3 項（単位互換等の 60 単位上限）、第 32 条第 5 項（遠隔授業の 60 単位上限）、第 37 条（校地面積基準）、第 37 条の 2（校舎面積基準）等）の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設する。

※特例の認定に係る申請、認定基準、有効期間、公示、報告の徴収、取消等については、別に文部科学大臣が定めるものとする。

七 大学設置基準のその他の改正事項

- (1) 一年間の授業期間（第 22 条）について、定期試験等の方法も多様化していることや一年間の授業期間に試験が含まれることは明らかであり、「定期試験等の期間を含め」を削除し、一年間の授業期間は三十五週にわたることを原則とする。
- (2) 各授業科目の授業期間（第 23 条）について、現行の 3 学期制、2 学期（ Semester ）制に加え、4 学期（Quarter）制も加えて例示し、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- (3) 単位の授与（第 27 条）について、「試験の上単位を与える」との現行の規定を改め、現行認められている多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化するため、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- (4) 卒業要件に定める在籍年数（第 32 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）について、修業年限は法律により規定されており、「おおむね 4 年」の期間を指すものであって厳密に 4 年間在籍することを求めるものではないことを明確化するよう在籍年数

の規定を削除し、併せて大学が定める要件を満たす旨の規定を置く。

八 大学通信教育設置基準の改正

印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならず、クラウドを含むインターネット等による教材提供が可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、オンデマンドでの映像教材配信などのインターネット等を通じた映像、音声等の提供が含まれることを明確化するように改正を実施する。

※その他、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。